

< 論文 >

ソーシャルワーカーが多職種と連携して 行う自己決定支援の特徴

～特別養護老人ホームの生活相談員へのインタビュー調査から～

横浜国立大学大学院 環境情報学府 博士後期課程 藤原 ヨシ子

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男

Characteristic of the self-determination support that a social worker performs in the inter-professional collaboration

~Interview survey of social worker in special nursing homes for the elderly~

Yoshiko FUJIWARA

Graduate School of Environment and Information Sciences, Yokohama National University

Yukio SHINBO

Kanagawa University of Human Services

要旨

自己決定を尊重するという原理・原則は、社会福祉領域においては、現在に至るまで中心的原理とされながら様々な矛盾や課題が指摘されており、現在もなおその概念の整理と本質理解の努力が必要とされている。特に、主体的に自己決定できる存在とそうでない存在—例えば認知症などにより判断力の低下した高齢者—についての自己決定支援は、制限・干渉があることが指摘されている。

本研究は、自己決定を尊重する専門職であるソーシャルワーカーが、多職種と連携して高齢者の自己決定支援を行う際の役割について実証的な分析を行った。認知症などにより判断能力の低下した高齢者を支援するソーシャルワーカーを研究対象とし、半構造化インタビューを行い、その内容について継続的比較分析法を用いて質的・帰納的に分析し、高齢者施設での多職種と連携した自己決定支援についての特徴を導き出し、その関係について図式化した。その結果、高齢者施設での多職種と連携した自己決定支援の特徴として、“さく（聴く・訊く・掬く）”、“つなぐ”、“向かう”、“育む（時間を重ねる）”、“みる（見る・観る・視る・看る）”の5つの特徴が導き出された。

導き出した特徴は、それら自体が相互に関連し合っており、ソーシャルワーカーが高齢者について環境や多職種の視点も含めた総合的な情報を捉えて多職種と連携することによって、より高齢者の意思を尊重した支援ができることが明らかになった。

ABSTRACT

The principle of respect for self-determination has been a central theme in the domain in social welfare work. However, various contradictions and problems to the principle have been pointed out and further research must be conducted to reorganize and understand the essence of the principle. There are people that can be self-determined and those that cannot (e.g. elderly people who have diminished decision-making abilities due to cognitive impairment). Therefore, it has been pointed out that providing support to develop self-determination has its limitations and restrictions.

An empirical analysis was conducted on the role of social workers in collaboration with other types of workers when providing support for self-determination. A semi-structured interview was conducted with social workers that were providing support for the elderly with diminished decision-making abilities due to cognitive impairments. The continuous comparative analysis method was employed for the qualitative and inductive analysis interview contents. Characteristics of the coordination between social workers in the process of providing support for self-determination was collected and displayed as a figure. This study identified five characteristics of coordination in elderly care facilities when providing support for self-determination: “listen (listen, inquire, and empathize),” “connect,” “move forward,” “develop (spend time),” and “look (look, observe, assess, and take care).”

The characteristics that were identified were reciprocally correlated. Social workers were better able to provide care that respected the intentions of the elderly, when they collaborated with different types of workers while making use of information from different work environments.

1. 研究の背景

ソーシャルワークにおいてクライアントの自己決定を促して尊重するという原則は、アメリカのバイスティック(1957)が『ケースワークの原則』の中で、7つのケースワークの原則のうちの一つとして表したことが最も著

名である。一方で、栗村(2003)は、アプテカー(1964)が『ケースワークとカウンセリング』の中で著している、「クライアントの自己決定そのものがケースワーカーによって脅かされる危険性があるため、クライアントを支援するには強力な訓練が必要である」という主張と、ホリス(1966)が『ケースワーク』の中で著している、「最

も確実な人間の成長は、自己決定の中からもたらされると信じている」という主張を取り上げることで、自己決定が非常に重要視されている一方で、ケースワーカーによってクライアントの自己決定が脅かされる危険性があることを指摘している。

日本のソーシャルワークにおいて、クライアントの自己決定を支援することがどのように扱われてきたかについて、次にいくつかの主張を取り上げてみる。鎌谷(2009)は、社会福祉援助論におけるクライアントの自己決定尊重を歴史的に振り返る中で社会福祉援助論とクライアントの自己決定の関係について述べている。鎌谷(2009)によると、自己決定をケースワークの中心的課題として位置づけた先駆は仲村(1959)であり、その後、柏木(1966)が自己決定の原則がケースワークを他の援助接近法と区別する条件だとしたと示したうえで、仲村、柏木の主張がなされて以後1970年代にかけての日本では、自己決定尊重原則が目立つようになったとしている。鎌谷は、続けて、仲村、柏木に見られるように、クライアントの自己決定は尊重されるべきという理論は1950年代後半から存在したが、実際の社会福祉援助においてはパターンリスティックな援助方法であったことを1970年代の障害者自立生活運動で鋭く批判され、自己決定を社会福祉援助論に積極的に取り入れ再構築を図ることがなされ、現在まで利用者の自己決定尊重原則が社会福祉援助論の最重要課題に掲げられているとしている。

一方、児島(2000)は、日本において社会福祉の領域で自己決定という言葉が頻繁に使われだすのは、1980年代以降のことであり、「自己決定」と「自立」は、明白なセットになって主張されるようになっていったが、自律的な自己決定をすることが困難な場合にも、当人の「自主性」は依然としてあり、自己決定能力が衰えているからといって、当事者の自主性も失われたと考えることは、大きなあやまちであるとしている。さらに、白井(2000)は、当事者の側から自己決定ということが言われ出したのは、主に1990年代になってからのことで、大変重要な概念であるとしながらも、福祉のもつパターンリズムの積極的な解消に向けて取り組むことが求められる、という課題を提示している。

以上のように、ケースワークの理論や援助過程とともに、ソーシャルワーカーがクライアントの自己決定を尊重することについては、ソーシャルワーカー、クライアント相互にとっての必要性と矛盾、課題について現在

に至ってもなお様々に議論され続けているが、社会福祉専門職団体協議会(2005)が定めたソーシャルワーク実践の価値規範である『ソーシャルワーカーの倫理綱領』には、ソーシャルワーカーがクライアントの自己決定を尊重することについて明記され、ソーシャルワーカーがクライアントの自己決定を尊重することは責務だとしている。つまり、ソーシャルワーカーにとっては、クライアントの自己決定を促して尊重するという原則は、その矛盾について論議されている中でもソーシャルワークの中心的原理とされ、その概念の整理と本質理解について努力が必要なことなのである。

また、保健医療福祉分野の中の福祉分野以外の専門職の中でも、クライアントの自己決定を支援することについて注目されておりさまざまな議論がなされている。加えて、現在の社会においてクライアントの抱える課題は、多種・多様となっているため質の高い保健医療福祉サービスの提供が求められ、サービス提供の際には、保健医療福祉分野の異なる専門職個々の視点ではなく、多職種が連携して共通の目標を目指し、各々の技術と知識・役割を基に支援していかなければならず、多職種が協働し、お互いの職種を尊重・理解しあい自分自身の専門職としての役割を担うことが前提とされており、近年の保健医療福祉分野においては多職種による専門職連携(Inter-Professional Work: IPW)のあり方が注目されている。

社会福祉領域において相談援助を専門とするソーシャルワーカーは、様々な社会的機関において多職種による専門職連携の中の一職種としてソーシャルワークという方法を用いて支援を行っているが、ソーシャルワーカーが配置されている機関の一つである特別養護老人ホームにおいても、判断力の低下した高齢者や自身の意志を思うように表すことのできない高齢者、そして、その家族などの支援を多職種で行っており、多職種と連携して支援していくこと、クライアントの思いを実現することの困難さが課題となっている。平成25年9月18日に行われた厚生労働省の第48回社会保障審議会介護保険部会の資料である「施設サービス等について」(2013)によると、日本において特別養護老人ホームを利用している高齢者は、中重度の要介護者(要介護3以上)の割合が年々上昇し、平成23年度には約88%となっている。また、特別養護老人ホーム入所者に占める重度の要介護者が増加する中で、特別養護老人ホームで最期を迎える高齢者は入所者の6割超を

占めている。さらに、平成 23 年 8 月 10 日に行われた厚生労働省社会保障審議会第 78 回介護給付費分科会の資料である「特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究」(2011) の中では、特別養護老人ホームを利用している高齢者の 92.6%が認知症とされており、主体的に判断することが困難な高齢者の割合が多いことがわかっている。

そのような状況の中で、特別養護老人ホームのソーシャルワーカーが行う自己決定支援は、近年の高齢者介護でキーワードとされている「利用者中心のケア」と深くつながり重要な実践とされながらも、支援者による自己決定への干渉や制限があることの矛盾も指摘されている。ソーシャルワーカーには本来、社会福祉の推進と利用者の自己決定を尊重する専門職であることが求められているが、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供を考えたとき、クライアントの関係者も含めた多職種と良い連携が図れることと、ひとりひとりの思いを尊重した自己決定支援を行うことができること、が課題とされている。しかし、クライアントの自己決定を促して尊重するということは、先にも述べたとおりその矛盾についても論議されており、社会福祉実践現場のソーシャルワーカーにはその概念の整理と本質理解の努力が求められている。反面、ソーシャルワーカーは、その概念整理や本質理解が十分になされないままに社会福祉実践現場での支援を実践していかなければならない。そのため、自己決定とはどのようなことであり、自己決定を支援するということは具体的にどのようなことであるのか、さらに、ソーシャルワーカーは多職種と連携して自己決定を行う際にはどのような役割を担うのかについて実証的な考察をし、社会福祉実践現場のソーシャルワーカーに具体的に提示することが必要である。

2. 研究の方法

1) 調査対象

データ収集にあたっては、K 県内の特別養護老人ホームの生活相談員の中から、特別養護老人ホームで 10 年以上の生活相談員経験があり、生活相談員である自分自身をソーシャルワーカーだと意識し調査の内容を理解した上で調査に協力できるという条件を満たす

方を対象とした。日本では、国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士がソーシャルワーカーとして位置づけられ、高齢者福祉施設においては、生活相談員¹がソーシャルワーカーと位置づけられているが、本研究においては、資格の有無や職名にとらわれずソーシャルワーカーの役割について明らかにしたいため、自分自身をソーシャルワーカーだと意識し、相談援助の職務に就きクライアントやその家族等への支援を行っている方とした。また、今回の研究では、多職種と連携・協働しての自己決定支援について相当数の経験を有していることが必要であることから、一般的に、5～8年の経験年数のものが中堅職とされていることを鑑み、10年以上の経験年数を有している生活相談員を適任と考えた。

具体的には、K 県内の政令市を除く 5 つの圏域の特別養護老人ホームへ協力依頼を行った。K 県には、政令市が複数あり入所申込みの方法について独自の方法を採用している政令市があったため、ソーシャルワーカーが行う業務に差異がないようにするため政令市は今回の調査対象から除いた。さらに、K 県では 5 つの圏域に分けて特別養護老人ホームを管轄していたため、それぞれの圏域から抽出した。

2) 倫理的配慮

本研究を行った時点での所属大学院が有する研究倫理審査委員会に申請し、承認を得たうえで実施した。調査対象者には、文書及び口頭にて、調査の目的、面接調査の期間、方法、記録(録音)、分析方法と手順、結果の使用目的と目的、論文について研究対象者および対象者の所属長へ説明を行い、了承を得た上で、研究に対する協力についての同意書を得、インタビューを実施した。

インタビューデータについては、文字データ化したものについて、調査対象者にその内容を確認、了承していただいた上で、質的分析の対象として活用した。また、データの分析にあたっては、調査対象者の所属する施設の援助者・被援助者の個人情報の保護に十分に留意し、個人名、団体名をすべて A・B などの記号で表記し、また、年齢、居住地区など対象者を特定できる危険がある場合は、その属性を削除した。さらに、分

¹ 特別養護老人ホームにおいては、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第 12 条第 1 項第 3 号、養護老人ホームにおいては、昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 19 号「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第 12 条第 1 項第 3 号等、施設種別ごとに定められている。

析をより適切に行うため、分析協力者等に対してのデータの一部開示については個人が特定されないよう守秘義務について履行した。

3) データ収集と分析

本研究は、多職種で連携した自己決定支援についての探索的研究であるので、調査対象者が多職種で連携して行った自己決定支援と捉えている内容について、幅広く、かつ、比較的自由に語ってもらえる状況を確保するために、インタビューは半構造化面接で実施することとした。また、筆者の主たる関心は、ソーシャルワーカーが多職種と連携してサービス利用対象者の自己決定支援をどのように具体的に行っているのか、という点にあるため、研究方法として、質的研究を用いて探索的に進めることが有効であると考えられた。このため、本研究では、少数事例に対する質的研究を行い、その範囲内における当該分野におけるソーシャルワーカーが多職種と連携して行う自己決定支援の特徴を明らかにすることを目標と定めた。

データの分析方法としては、継続的比較分析法を採用し質的・帰納的に分析した。この分析方法は、インタビュー調査に基づく質的研究を探索的に行うことにおいて有効な方法である。具体的には、1件目のインタビューを実施した後で、その結果を分析し、分析し

た結果に基づいて2件目のインタビューを実施するというように、インタビューと分析を順次繰り返すことによって、質的分析における探索的研究をより効果的に行うことを目指すという分析方法である。

本研究は、探索的研究であり、一事例に対する分析をより深く行うことを可能とするため、インタビュー対象は5人に絞って実施することとし、この分野の多職種での自己決定支援に取り組んだ経験を有しているソーシャルワーカーに、その経験について語っていただき、そのインタビュー結果を質的に分析するという方法で研究を進めることとした。インタビューにあたっては、①利用者や利用者を取り巻く方たちとの関わりの中で大切にしていること、②多職種・多機関との関わりの中で注意していることや自身の役割をどのように考えているか、③ソーシャルワークを行う上で、「自己決定支援」についての考え方や、これまでの支援の中で「自己決定」支援を強く意識した場面についての3項目を質問項目の柱とした。

なお、継続的比較分析法の特質との関連で、インタビュー間の日程に余裕を持たせ、その間にデータの分析を実施し、次のインタビューで重点的に質問する内容を探索的に準備しながら調査研究を進めた。

表1は、今回の調査におけるインタビュー対象者の概要とインタビュー時間である。

表1 インタビュー対象者の概要とインタビュー時間

No	性別	年齢	生活相談員としての経験年数	福祉職場での経験年数	生活相談員以外の業務経験	資格	インタビュー時間(分) *開始前説明等除く
1	男性	50代	20	約30	介護支援専門員 施設長	介護支援専門員 社会福祉主事	86
2	女性	50代	14	約20	介護職員	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	117
3	男性	30代	11	11	なし	社会福祉主事	86
4	男性	30代	13	13	なし	介護支援専門員 社会福祉主事	124
5	女性	40代	19	22	介護職員	社会福祉主事	139

4) 分析の手順

データ分析に際しては、「特別養護老人ホームのソーシャルワーカーは、多職種で連携して自己決定支援を行う際どのような役割を担っているのか」、あるいは、「特別養護老人ホームのソーシャルワーカーは、多職種で

連携して自己決定支援を行う際どのようなことに価値をおいて支援をしているのか」という観点から逸れないように、研究目的に照らしてテキストを読み込み、逐語記録から、重要と思われる箇所を抜き出し、それをラベルとして生成し、このラベルを分析の際には「コード

1]として扱った。

次に、導き出した「コード1」を並び替えながら、内容的に近いと思われる「コード1」を集め、そのグループの全体を説明し得る「コード2」を生成し、同様の作業を継続して、より上位のコードである「コード3」「コード4」・・・を生成した。この作業を行うことにより、上位のコードになるにしたがい、複数の下位のコードをまとめて説明できるコードとなる。

また、生成されたコードのうち、研究を進める中で、そのコードを定義した方が良いと考えられたものについては「概念」として扱い、その言葉の意味を定義し、分析結果を記述するなかでは、その定義を活用して、分析結果を記述するという方法を採用した。定義することによって「概念」として扱うか、定義をせず「コード」のままにしておくかについては、分析結果の記述を進める段階で判断していった。このことは、「一つの概念が現象の多様性を一定程度説明できるか」という観点から考えると、今回の調査対象者5人のインタビュー結果の範囲では言えることであるが、一般的な内容を示しているとは疑問が残る「コード」については「概念」として扱わずに「コード」のままとしたためである。

分析の結果は、多職種で連携しての自己決定支援について、ソーシャルワーカーである生活相談員はどのように考え、どのような工夫を行い、どのように実現することを試みているのか等について、特に注意（注目）するように心がけた。これらの作業を通じて、データの文脈とコード、コードとコード、コードと概念、概念同士を相互に比較したり、文章セグメント同士の関係性を比較したりしながら、分析作業及び分析結果を記述する作業を行った。分析結果については、可能な限り、1枚の図の形で表現するようにした上で、コード作成と図式化の際には、平易な言葉を用いることを心がけた。

3. 分析結果

今回の調査の分析では、生成したコードを概念とはせずコードのままとした。このことは、「一つの概念が現象の多様性を一定程度説明できるか」という観点から考えた時、5人のソーシャルワーカーへの調査の逐語録に基づく質的研究であるため、対象となったソーシャルワーカーが特別養護老人ホームで行っている多職種連携による自己決定支援における役割については提示することができているが、より普遍的役割につ

いては提示することができていないためである。

今回の調査分析の結果では、多職種連携による自己決定支援で担うソーシャルワーカーの役割として“きく（聴く・訊く・掬く）”、“つなぐ”、“向かう”、“育む（時間を重ねる）”、“みる（見る・観る・視る・看る）”という、5つのコードが生成された。生成された5つのコードの内容について、1) のコードの説明で、それぞれのコードとそれらを簡潔にしたストーリーライン、2) 全体のストーリーラインで、それぞれのコードを用いたストーリーラインを述べ、その構成図(図1)を示す。なお、1) コードの説明の中では、最上位のコードを【】、その下位のコードを<>、さらに下位のコードを<>で表記する。

1) コードの説明

i) 【きく】

ソーシャルワーカーが多職種で連携して自己決定支援を行う際には、3種類の“きく”ということをしてきたため、3種類の“きく”を下位のコードと位置付け、最上位のコードとして【きく】とした。

一つ目は、利用者や家族、多職種の話しをよく<<聴く>>ことと、聴くため、または聴いたことについてより深く知るために訊ねるといふ二つ目の<<訊く>>こと、そして、より利用者や家族の自己決定に近づいていこうと聴いた、訊いたことから、見えたこと、気づいたことを掬い取るという三つ目の<<掬く>>という、3種類の“きく”ことである。そして、3つの“きく”ことを駆使することによって、より利用者や家族の自己決定に近づいていこうとすることである。

ii) 【つなぐ】

ソーシャルワーカーが多職種で連携して自己決定支援を行う際には、ソーシャルワーカーは他職種や関係者に、利用者や家族、多職種から聴いたこと、訊ねたこと、掬い取ったことを橋渡しし、関係性の構築につなげることや利用できる制度等の利用などを支援していたため、最上位のコードを【つなぐ】とした。下位のコードとして<<ともに歩む>> <<気持ちを合わせていく>>がある。ソーシャルワーカーが、利用者や家族、多職種とそれらが利用できる制度、環境の関係性を意図的に“つなぐ”ことである。

iii) 【向かう】

ソーシャルワーカーが、多職種と連携して自己決定

支援をしていくにあたって利用者や家族、多職種から聞いたこと、訊いたこと、掬い取ったことをそれぞれに橋渡しをしつないでいく中で、利用者や家族の自己決定、多職種の意向を反映しながら支援の目標を一致または共有させるように努め、お互いの支援の目標を定め、その目標に向かうことである。下位のコードとして、《目標の実現に向かう》 《方向性を定める》 《意識を統一し補い合う》 《支援すべき課題を見いだす》 《道筋をつける》 がある。この下位のコードは、目標に向かうという意味では同じであるが、《道筋をつける》 については、ソーシャルワーカーが利用者や家族に対してある程度見極めを行って、その見極めに基づいた道筋に進むように仕向けていくということである。これに対して、《目標の実現に向かう》 は、ソーシャルワーカーの思いが先行していた頃にソーシャルワーカー自身が想定した道筋に対して調整に苦慮した経験を経て、現在では支援者よりも対象者の思いを大切にするというソーシャルワーカーとして磨かれていくという経験を踏まえて、目標の実現に向かうことである。同じ“向かう”ではあるが、ソーシャルワーカー自身が“向かう”道筋はだれが決めたものなのかを意識するとしなないとでは、自己決定を支援するという内容が大きく変わってしまうコードである。

iv) 【育む(時間を重ねる)】

ソーシャルワーカーが、多職種と連携して自己決定支援をしていく中で利用者や家族、多職種との時間を重ねることによって、利用者や家族、多職種との関係性を構築することや支援に対する思いを合わせていくことである。利用者の自己決定を支援するために、それぞれの関係性や意識を、“育む”時間軸を意識することである。下位のコードとして、《理解をつくっていく》 《理解を得る》 《すり合わせをする》 《必要な人と相談する》 《他職種を見極める》 《磨いていく》 《積み上げる》 がある。支援者よりも対象者の思いを大切にしつつ、利用者に諦めさせないように支援し、納得できる決定をしてもらうことを、支援者主導にならないように進めていくことである。

一方で、多職種との関係においては、多職種から情報を得、ソーシャルワーカーとしての新しい学びや、利用者や家族についての新たな理解をもち経験を深めることである。それとともに、多職種に対して、ソーシャルワーカーの視点から捉えた利用者や家族の希望や

現状、生活環境等を伝えていくことで、多職種の利用者や家族、その希望に対する捉え方や支援の方向性、具体策についての考え方の変容をも促していくことである。さらに、これらのことを積み重ねることで、お互いの支援についての経験や思いを、分かち合い、お互いが磨かれていくことである。

v) 【みる(見る・観る・視る・看る)】

ソーシャルワーカーが多職種で連携して自己決定支援を行う際には、4種類の“みる”ということをしてきたため、4種類の“みる”を下位のコードと位置付け、最上位のコードとして【みる】とした。

ソーシャルワーカーは、利用者や家族、多職種を自身の目で《見る》ことや遠くから眺める(《観る》)こと、実際に利用者のケアに関わること(《看る》)で利用者や家族の自己決定や多職種の意向を判断し、理解し、その上でより注意してそれらの関係性や総合的な状況、最終的な目標などについてより注意して視線を注いで(《視る》)いく。そのことにより、利用者や家族、多職種、そして、総合的な目標を捉えることをしていた。

“きく(聴く・訊く・掬く)”、“つなぐ”、“向かう”、“育む(時間を重ねる)”、を行う上で、他職種とは違った視点でみる(見る・観る・視る・看る)、一歩引いてみる(見る・観る・視る・看る)ことを心がけ、状況を総合的に捉えるという“みる”ことを意識的に行うことで、総合的に捉えた視点を利用者や家族、多職種へつなぐ支援目標の共有や達成に役立て、自己決定支援の実践とすることである。

2) 全体のストーリーライン

特別養護老人ホームのソーシャルワーカーは、利用者の自己決定を支援していく際、利用者や利用者に関わる関係者(家族等や多職種)の生活・支援の目標を定めるために、まず、利用者や家族等、多職種から利用者の意向や情報をよく聴くことを心掛ける。利用者や家族等、多職種から利用者の意向や情報をよく聴くことで、ソーシャルワーカーとしての支援の方向性をどのように定めるべきかを模索し、また、利用者や家族、多職種と支援の方向性をどのように一致させていくべきかを模索する。そして、自身が模索している方向性を定めていくため、さらに必要な意向や情報はないかを訊ね、利用者や家族、多職種から聴きとった内容を

深めていく。さらに、聴き取りを行い、聴き取った内容についてさらに訊ね、深めた情報からソーシャルワーカーとしての業務に必要なもの、利用者や家族、多職種に必要なものを掘り取り、利用者や家族、多職種に情報をつないでいく。この情報をつないでいくことは、利用者や家族、多職種との関係の中で支援が続く限り何度も繰り返し行われ、支援目標の共有や具体的な支援方法に活用し、また、活用されるようにしている。この情報を繰り返しやり取りすることが、利用者や家族、多職種の関係性をより密につなぐことになっている。また、利用者や家族、多職種が支援目標達成のために活用できる制度等を含めた環境についての気づきにつなげることや、それらを活用した支援の具体的な調整につなげることも行っていく。

利用者や家族、多職種から聴き取り、訊ね、掘り取ったことを何度もやり取りし、情報や関係性、環境をつないでいくことを繰り返すことで、利用者や家族、多職種と利用者の自己決定が反映される支援目標を共有し、一致させ、共通した目標のもと支援の経過をたどっていくことを心掛けている。目標に向かうことは、ソーシャルワーカー自身が目標についての道筋をつける支援をする場合の向かうと、支援者よりも対象者の思いを大切にすることを自らの経験から会得し、ソーシャルワーカーとして磨かれていく意識の変化を経験したうえで、多職種へも支援者よりも対象者の思いを大切にすることを促しながら目標に向かうということを行っている自己決定支援がある。それぞれは、同じ目標に向かうではあったが、ソーシャルワーカー自身が向かう道筋はだれが決めたものなのか、だれのためのものなのかを意識するとしないとでは、自己決定を支援するという内容が大きく変わってしまい、自己決定の干渉や制限が起こることが危惧される。特に、認知症等により判断能力の低下した高齢者を支援する場合、高齢者の介護に直面し介護や制度等について詳しくはない家族の自己決定を支援する際には、この点に十分注意しなければならない。

ソーシャルワーカーは、時に、選択肢を提示することで道筋をつけることはあっても、利用者やその家族自身の思いを尊重し、判断能力の低下した高齢者や高齢者の介護に直面した家族の自己決定支援への制限や干渉が起こらないように、また、ソーシャルワーカー主導で自己決定支援を行ってしまうことで、利用者や家族、多職種の自己決定、および自己決定する力を

奪ってしまわないように“きく(聴く・訊く・掬く)”こと、“つなぐ”ことを繰り返し行う。これらの自己決定支援の根底にあるものとしてソーシャルワーカーが意識しているのは、時間軸である。利用者の自己決定を尊重し、掘り取り、利用者自身や家族、多職種につなげ目標を共有していくためには、お互いの時間を重ねることが大切なことであり、そのことによって利用者や家族、多職種とより良い連携が図れることをソーシャルワーカーは理解している。しかし、その反面、その時間がソーシャルワーカー主導で行う判断・決定につながるような人間関係の形成となる恐れも秘めていることをソーシャルワーカーは理解している。利用者や家族に対して、時間を重ね時間軸とともに関係を育んでいるが、ソーシャルワーカー主導で利用者や家族の希望に対して時間を重ねることのないようにすることに注意しなければならないのである。

一方で、多職種との関係においては、多職種から情報を得、ソーシャルワーカーとしての新しい学びや、利用者や家族についての新たな理解をもち経験を深めることを、時間を重ね時間軸とともに行う。それとともに、多職種に対して、ソーシャルワーカーの視点から捉えた利用者や家族の希望や現状、生活環境等を伝えていくことで、多職種の利用者や家族、その希望に対する捉え方や支援の方向性、具体策についての考え方の変容を促していくことをも時間を重ねる中で行う。さらに、お互いの支援についての経験や思いを、時間を重ねることで分かち合い、ソーシャルワーカー自身もその中で他職種の支援についての経験や思いを吸収し新たな視点を身に付けることを経験し、お互いが磨かれていくことを心掛ける。言い換えるのであれば、利用者や家族、多職種との関係性を構築し支援に対する思いを合わせていくためには、時間を重ねることが必要であることを認識して支援を行っている。

ソーシャルワーカーは、以上のことを行う中で、利用者、家族、ソーシャルワーカー、多職種、どこか一つの視点に偏らないように心掛け、得た情報を客観的に捉えるために五感を駆使して総合的に物事を捉えることを徹底して行い、多職種と連携した『利用者の自己決定支援』につなげている。そして、これらのことを繰り返し行うことで高齢者やその家族の意思を尊重した支援を行っている。

図1は、これらのストーリーラインに基づいたコードとコードの関係を示したものである。

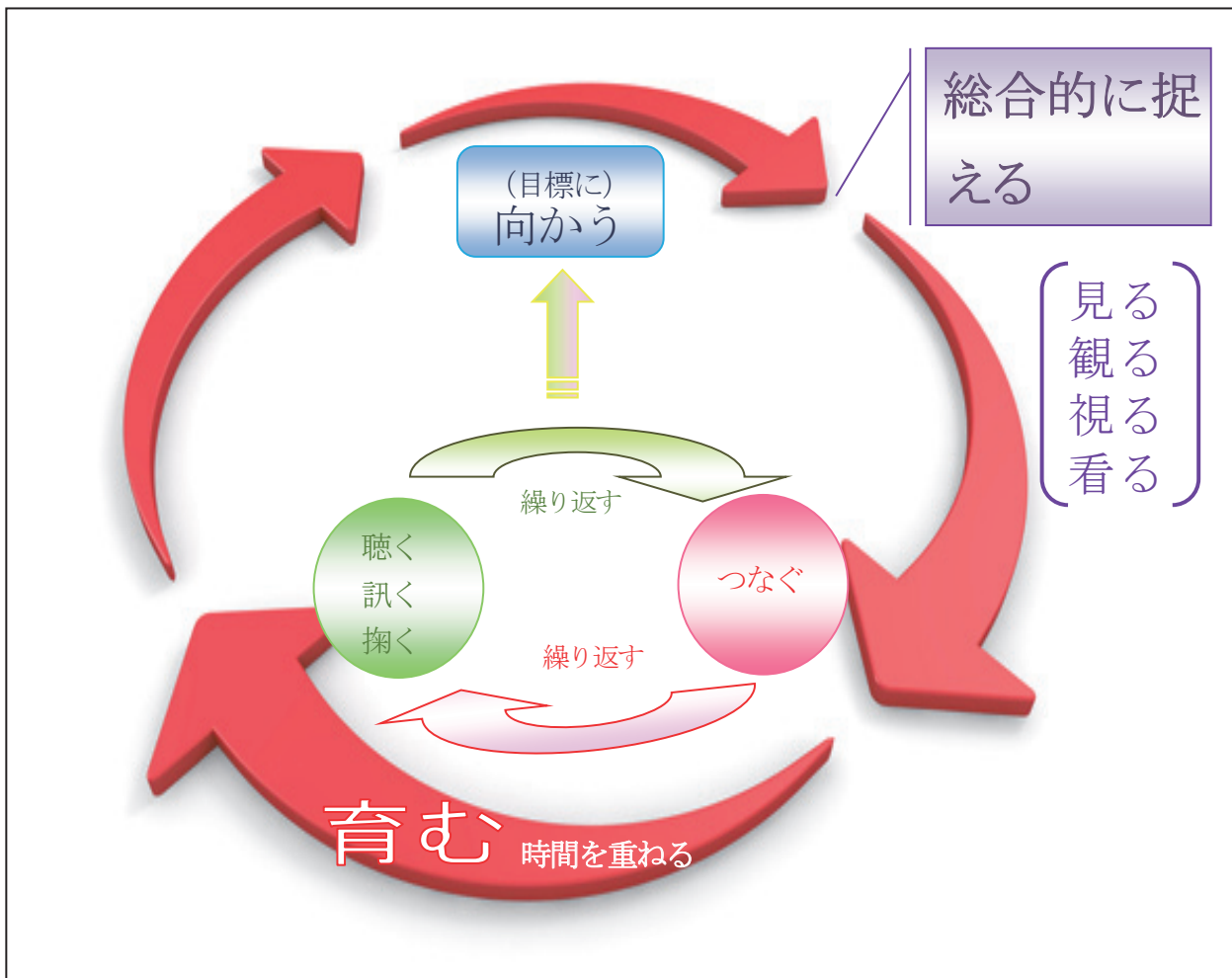


図 1 コードとコードの関係図

4. 考察

今回の調査から抽出された“きく(聴く・訊く・掬く)”、“つなぐ”、“向かう”、“育む(時間を重ねる)”、“みる(見る・観る・視る・看る)”という5つのコードは、北島(2002)が示したLINKとInterventionと近いものが抽出されたと言える。北島(2002)は、ソーシャルワーク実践を次のように示している。『ソーシャルワーク実践とは、「(1)人々が生活し、問題を解決し、困難に対処できるように、その人々(People)にかかわる。

(2) 社会資源や社会サービスやそれらを利用できる機会を提供できる制度・組織(Systemシステム)が適切に働くように、そのシステムにかかわる。(3) そういった社会資源、社会サービス、その機会を提供する制度、組織(システム)と、そこで生活し、問題や困難を抱える人々をつなぐ(Link) ことにかかわる。(4) 現在の社会政策(Social Policy)の改善と、新たな社

会政策を創りだすためにかかわる。これらの関わりを専門家として、責任をもって行う(介入 Intervention)』ことである。』このことから考えると、特別養護老人ホームのソーシャルワーカーが多職種と連携して自己決定支援を行う際の役割は、利用者や家族、多職種とそれらを取り巻く環境とをつなぐことと、そのために、それらの関係性にソーシャルワーカーとしての見地をもって介入することだと言える。言い換えるならば、特別養護老人ホームのソーシャルワーカーの他職種からの固有性は、対象者と社会との関係性の把握と調整、それへの介入だと据えることができた。

また、本研究では、高齢者施設での多職種と連携した自己決定支援の特徴として、5つの特徴が導き出されたが、導き出された特徴はそれら自体が相互に関連し合っており、ソーシャルワーカーが高齢者について環境や多職種の視点も含めた総合的な情報を捉えた上で多職種と連携することによって、より高齢者の意思を尊重した支援ができることが明らかになった。このこと

が明らかになった背景としては、5人のソーシャルワーカーが10年以上の経験を有していることが大きく影響している。それぞれのソーシャルワーカーのインタビュー調査では、これまでの自身のソーシャルワークを振り返る語りの中から、ソーシャルワーカーとなって支援を始めた当時は、利用者や家族、多職種が話していることを理解できないことがあり、自分自身が理解できない利用者や家族、多職種の言葉について、うまく調整をすることが先行していたが、人によって常識や基準、評価、思いは違い、それらはソーシャルワーカーとしての自分自身とも違うということに、経験を重ねるごとに気づいてきたことが明らかとなった。さらに、このような違いを調整しようとするあまり、それぞれの感情がぶつかりソーシャルワークを行う困難さを感じ、高齢者の意思を尊重することよりソーシャルワーカーとしての思いを先行させていた時期を経験していたことが共通していた。そのような経験を経て、ソーシャルワーカー自身の常識や基準があったとしても、それらは皆それぞれに違うということと、ソーシャルワーカーとしての自分自身の気持ちや常識、基準も長年経験していくなかで変化していくものだという事に気づき、経験を重ねることでソーシャルワーカーとして磨かれ変化していた。

以上のように、ソーシャルワーカー個人としての常識、基準ではなく、施設での生活という制約を踏まえた上で、より高齢者の意思を尊重した支援を心掛けることを経験から獲得していたことが明らかとなり、ソーシャルワーカーとして、『クライアントの自己決定を促して尊重する』という原則の理解は、実際の支援の中で磨かれていくものであることが、本研究の副次的な結果として示唆された。さらに、全体のストーリーラインの中で、「ソーシャルワーカー自身が目標に向かう道筋はだれが決めたものなのか、目標はだれのためのものなのかを意識するとしなないとでは、自己決定を支援するという内容が大きく変わってしまい、自己決定の干渉や制限が起こることが危惧されること」を提示したが、このことは、先行研究で課題として挙げられたパターンリズム解消の鍵になると考えられる。

5. 本研究の限界と今後の課題

今回の調査は、5人のソーシャルワーカーのインタビュー調査の逐語録に基づく質的研究であるため、対象となったソーシャルワーカーが特別養護老人ホームで

行っている多職種連携による自己決定支援については提示することができた。しかし、普遍的なソーシャルワーカーの役割については提示することができておらず、自己決定を尊重するという原理・原則の概念の整理と本質理解には至っていない。また、概念を生成せずにコードのままとしており、理論的飽和状態に達したとは判断できない。そのため、今後、高齢者福祉分野の他の施設種別のソーシャルワーカーの役割について考察することが必要だと思われる。他の施設種別のソーシャルワーカーの役割について考察することで、今回の調査の結果を比較検討することができ、高齢者福祉施設におけるソーシャルワーカーが多職種で連携して行う自己決定支援の、普遍的特徴を提示することができるのではないかと思われた。そのなかで、自己決定についての概念の整理と、自己決定を支援するということとはどのようなことであるのかという本質について深く考察できるだろう。

文献

- 白井正樹 (2000) 「自己決定と福祉—自己決定概念の福祉分野における意義と限界—」『社会福祉学』41(1) 135-150.
- 鎌谷勇宏 (2009) 「社会保障領域における自己決定概念に関する一考察—医療と福祉における議論から—」『四天王寺大学紀要』49 85-104.
- 北島英治 (2002) 「第3章 社会福祉実践の展開過程」『社会福祉援助技術論 (上)』 ミネルヴァ書房 73-93
- 栗村典男 (2003) 「社会福祉の場での自己決定の概念に内在する問題」『九州大谷研究紀要』29 151-184.
- 厚生労働省社会保障審議会介護保険部会(2013/9/13) 「厚生労働省第48回社会保障審議会介護保険部会資料2『施設サービス等について』」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000023283.html> (2014年12月22日)
- 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会 (2011/8/10) 「厚生労働省社会保障審議会第78回介護給付費分科会参考資料I-2『特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究(研究要旨)』」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001s4x-att/2r9852000001s8b.pdf> (2014年12月22日)

児島亜紀子 (2000) 「自己決定\自己責任—あるいは、未だ到達しない<近代>を編みなおすこと—」『社会問題研究』50(1) 17-36.

児島亜紀子 (2001) 「社会福祉における『自己決定』—その問題をめぐる若干の考察—」『社会問題研究』51(1・2) 331-342.

社会福祉専門職団体協議会 (2005) 「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』社会福祉専門職団体協議会代

表者会議 (2005年1月27日制定)」<http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri/sw.html> (2014年12月22日)

バイスティック, F. P. 著 尾崎新・福田俊子・原田和幸訳 (2006) 『ケースワークの原則』 誠信書房.